

**高等学校等就学支援金の手続きで課税(非課税)証明書等を取得する保護者の方へ**

課税(非課税)証明書の発行を受ける際には、この用紙を最寄りの市区町村役所に提示してください。

**各市区町村の税担当部署の方へ**

この用紙を提示されましたら、課税(非課税)証明書等に下記項目を加えて証明書を発行していただきますようお願いいたします。

また、本状の「高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)」の項目に金額を記載し発行いただいても構いません。

**お問合せ先**

N 高等学校 就学支援金担当: 電話番号098-983-1677(ガイダンス5番をプッシュしてください)

S 高等学校 就学支援金担当: 電話番号03-6778-7406(ガイダンス3番をプッシュしてください)

R 高等学校 就学支援金担当: 電話番号027-766-9943(ガイダンス5番をプッシュしてください)

\_\_\_\_\_(氏名) \_\_\_\_\_ 殿

**高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)**

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項(マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」における定義によるものとします。(本人該当区分のうち「未成年」を除く。))については、下記の通りです。

\_\_\_\_年度(\_\_\_\_年分)の所得等

- ・課税所得額(課税標準額) \_\_\_\_\_ 円
- ・合計所得金額 \_\_\_\_\_ 円
- ・総所得金額等 \_\_\_\_\_ 円
- ・扶養親族の合計 \_\_\_\_\_ 人 (※同一生計配偶者を含む)
- (内、16歳未満扶養者数) \_\_\_\_\_ 人
- ・本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○  
  特別障害    その他の障害    寡婦    ひとり親    勤労学生    未成年

(税額控除 内訳)

調整控除の額 \_\_\_\_\_ 円 ※市町村民税相当分

(日付)    令和    年    月    日

市区町村名 \_\_\_\_\_

担当部局課名 \_\_\_\_\_

公印 ※省略可